三 調 発　第５２号
令和６年６月２８日

会 員 各位

三重県土地家屋調査士会
会 長　川 井 一 浩

三重県土地家屋調査士会旅費規程（別表）の一部改正について（お知らせ）

平素は、当会の運営活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和６年６月２６日開催の理事会において、三重県土地家屋調査士会旅費規程（別表）の一部を改正いたしましたので、お知らせいたします。

＜改正内容＞

三重県土地家屋調査士会旅費規程　別表「宿泊費」

物価高の折、規程に定める金額では個人負担が大きくなるため、
会長が認めた特別な場合は実費支給できるよう改正

別　表

役職別／種別	役　　員	職　　員
運賃及び料金	普通急行・特別急行 新幹線（指定） 寝台車（Ａ寝台） 　乗車時より次の日にまたがる鉄道に乗車のとき 汽船 航空機	同　左
車賃	県外のとき 　最寄駅から目的地まで往復 　２，０００円	同　左
宿泊費	会議通知に宿泊料及び懇親会費等明記のあるものは実費とし、これによりがたいときは１泊につき、１３，０００円とする。 ただし、会長が認めた特別な場合は、実費とする。	同　左
弁償費	会議及び出張弁償費 　１会議、５，０００円とする。 　ただし、５時間以上要する場合は、８，０００円とする。 （注１）複数会議を行う場合は、会議毎の支給とする。ただし、午前中または午後から複数会議を行った場合は１会議とする。 （注２）県外の会議は原則１日につき８，０００円とする。 （注３）各種会議の開催通知には、会議時間を明記することを要する。	県　内（津市以外で３時間以上） 　１日につき　３，０００円 県　外 　１日につき　５，０００円